

## 「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて

UBP インベストメンツ株式会社

当社は、責任ある機関投資家として、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、最終受益者を含む顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的として、「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>の受入れを表明します。

**原則1： 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社のスチュワードシップへの取組みは、ここに記載した内容の他、UBP グループ（以下、「UBP」）の「UBP Responsible Investment Policy」（UBP 責任投資原則）に記載されています。詳細につきましては、当社の「議決権行使に係る方針」をご覧ください。

**原則2： 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、顧客資産の運用において利害関係者からの不当な影響を排除し、専ら高度な専門性と倫理基準を基に業務を遂行します。

当社は、顧客資産の管理において、当社と利害関係者との取引を一切行わないことにより、利益相反の恐れのある立場に自らを置きません。詳細につきましては、当社の「利益相反管理方針」をご覧ください。

**原則3： 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当社は、アクティブ投資家として、投資先企業と定期的に会合し、ファンダメンタルズや環境・社会・ガバナンス（以下、「ESG」）問題について経営陣の姿勢を問う責任があります。当社の投資委員会は、ESG エンゲージメントと議決権行使を含む UBP 責任投資原則の遵守に責任を負います。

原則4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、投資先に対して行なった提言については、その進捗状況を確認します。

原則5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、責任ある投資家としての義務を履行し、利益相反を排除し、顧客の最善の利益のために行動します。当社は、議決権行使判断の中立性を確保しつつ、株主の権利を著しく損なったり、または損害を与えたりするような議案またはそのような行動に反対するために、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc. を活用しています。詳細につきましては、当社の「議決権行使に係る方針」をご覧ください。

原則6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、議案別議決権行使状況につきましても、適宜公表することが適切であると考えています。詳細につきましては、「議案別議決権行使状況」をご覧ください。

原則7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、セクターまたは個々の企業の業績改善を求める際に、企業やその事業環境を深く理解したうえで適切な判断をし、また適切に経営に関与していくことが時に有効であると考えます。当社は、投資先企業に対して行った経営関与の実例とそこで下した判断について、適宜レビューを行います。

以上

附則

平成 30 年 11 月 1 日受入れ表明

令和 2 年 8 月 26 日 一部改正